

国民健康保険事業の取扱について

合併協定項目 C - 6 国民健康保険事業の取扱について次のとおり提案する。

平成 16 年 11 月 9 日

風連町・名寄市合併協議会
会 長 島 多 慶 志

| その他必要な協議項目 | C - 6 | 国民健康保険事業の取扱について |
|---|-------|-----------------|
| <p>1 国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第 10 条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においては、それぞれ現行のとおりとする。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し新たな保険税率の検討を行うものとする。</p> <p>2 保険給付事業及び保健事業については、名寄市の例による。</p> | | |

平成 年 月 日確認

風連町・名寄市合併協議会